

いまいち

# 今市事件

# は 冤罪 です

えんざい

無実を訴える  
勝又拓哉(かつまた たくや)さん



別件逮捕で  
強制された  
自白

物的証拠が  
何もない

客観的事実と  
矛盾する自白

## 勝又さんの 訴え

前略

私の今の気持ちをかきます、  
 私は [redacted] さんをこらしめてま  
 せん、会った事すらないのにどうや  
 ってこらしめるというのだ、人をこ  
 らしてないのにこんな所で、もう  
 3年半も同じこめられて、言いが  
 おかしくなりそうだし、控訴審で  
 はかならず無罪をかちとります、  
 早くこんな所から出してくれ、  
 早くお早くとがらす越してはなく、  
 直接会いたいよ

勝又 拓哉  
2017.8.1

## 今市事件

とは

今市事件は、2005年12月1日、栃木県今市市(現日光市)で小学1年生の女兒が行方不明となり、翌日、茨城県の山林で遺体となって発見された事件です。

事件発生から約8年が経過しても解決の目途が立たなかったために、警察は進展のない状態を打開するための賭けに出るかのように、2014年1月29日、勝又拓哉さん(当時31歳)の身柄を確保するため、手始めに商標法違反(偽ブランド品の譲渡目的所持罪)で逮捕しました。商標法違反の起訴後、勝又さんの身柄拘束を利用し、今市事件の取り調べを続け、勝又さんを自白に追い込み、殺人罪で逮捕・起訴しました。

2016年4月8日、宇都宮地裁は勝又さんに無期懲役の判決を言い渡しました。宇都宮地裁は、客観的証拠が乏しいことを念頭に置きながらも、勝又さんの供述内容を吟味することなく、「やりました」と言ったことをもって捜査機関が描いたとおりの犯罪をしたと認定したのです。

裁判員裁判を担当した裁判員は、記者会見で、「犯行を自白した録音・録画がなければ判断は違っていた」と、自白に頼って判断した旨述べています。判決でも「客観的事実のみから被告人の犯人性を認定することはできない」と述べており、自白偏重を露呈しています。現在、東京高裁に係属しています。

# 作られた「事件のストーリー」



「事件現場」とされる山林で現地調査

警察・検察の主張は、2005年12月1日午後、勝又さんが娘を拉致してわいせつ行為に及ぼうと考え、誘かいてきそうな娘を探して自家用車で走行していた。そして、栃木県今市市（現日光市）内の大沢小学校付近路上を一人で下校途中の娘を見つけると、同女を無理やり車に乗せて拉致し、勝又さんが当時住んでいた鹿沼市内のアパートで娘にわいせつ行為を行なった。事件の発覚を恐れた勝又さんは、翌2日未明、同女を自動車に乗せ、茨城県常陸大宮市の山林に連行し、同女の胸部をナイフで多数回突き刺し、同女を失血死させたというストーリーを作り上げました。

## 検察が主張する状況証拠と弁護団の反論（一審）

	検察が主張する状況証拠	弁護団の反論
1	勝又さんの車が自宅から「殺害現場」へ往復したと疑わせる記録がNシステムにある。	検察は、宇都宮市内のNシステムを通過したと主張するが、その元データを開示せず、殺害現場に行った証拠にはならない。
2	勝又さんの飼い猫と同じミトコンドリアDNAグループに属する獣毛が被害者から採取された。	猫は、母系を中心とした社会であり、同じ母系由来のDNAグループに属する猫は同一地域には多数生息している。勝又さんの猫も拾い猫で、同グループに属しても特別な意味はない。
3	スタンガンによると思われる傷が被害者の右の頸にあり、被告人が所持していたスタンガンの電極の幅とほぼ一致する。	そもそも被害者の傷はスタンガンによって生じたものではない。
4	勝又さんは児童ポルノ画像、猟奇殺人動画に関心があり、ナイフの収集をしていた。	勝又さんの犯人性と直接結び付ける証拠にはならない。
5	当日、宇都宮市内のレンタルショップに立ち寄ったことから、「拉致現場」に向かうことが可能だった。	宇都宮市内のレンタルショップから勝又さんの車が拉致現場に向かったという証拠も、現場で目撃されという証拠もない。
6	「拉致現場」で目撃された白色セダン車と、被告人の車は類似する。	白色セダン車の所有者は栃木県内に限っても無数にのぼる。
7	大沢小学校・中学校への通学歴があり、「拉致現場」に土地勘がある。	勝又さんは、台湾から来日し、日本語が話せずイジメ等で不登校となり、在籍期間も15か月に過ぎない。むしろ通学歴があり、土地勘がある者は被告人以外に無数にいる。

## 1審有罪判決には多くの疑問がある

この事件の特徴は、①勝又さんの犯行を裏付ける物的証拠がない、②有罪を支える証拠は「自白」と「状況証拠」ということです。

1審判決は、状況証拠だけでは勝又さんが犯人とは断定できない、としながら「自白」は信用でき、状況証拠と「自白」を合わせれば犯人と認定できる、としました。それでは「信用できる」とした「自白」は、客観的事実と合致しているのでしょうか。

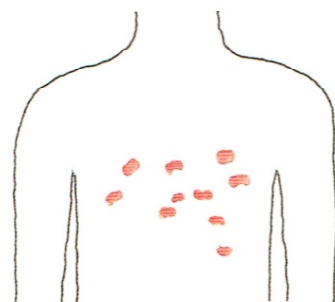
## (1) 「自白」と客観的事実が矛盾する

「自白」では、①被害者の両手両足をガムテープで縛った状態で立たせ、被害者の右肩を左手でつかみ、正面から右手で一気に10回刺した、5回くらい刺したとき、被害者は崩れ膝立ちになったが刺し続けた、②その後被害者を投げ捨てた、③凶器や軍手などを帰る途中で捨てた、とされています。

しかしこの犯行態様は、被害者の刺創や現場の状況と矛盾します。

### ●殺害方法と被害者についての傷との矛盾

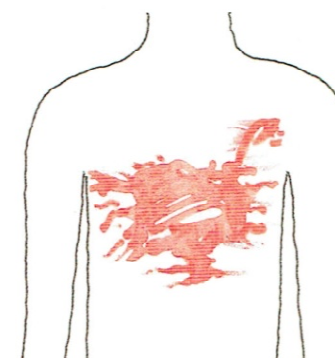
自白では、被害者は5回刺されたあと、立った状態から膝立ちになり、もう5回刺されることになっています。他方、勝又さんは、同じ体勢で胸を10回刺しているのだから、刺し傷の角度は最初の5回と後の5回で変わるはずであるが、ほぼ同じ角度で刺された跡しか残っていません。被害者は肩をつかまれて刺されているはずであるのに、つかまれた跡であるアザはありません。



胸を中心に10か所の創傷の痕

### ●殺害方法と血痕との矛盾

「自白」どおり、立った状態で被害者を刺した場合、下の方（足の方）に流れた血痕があるはずですが、しかし遺体には、身体の上方や左右に流れる血痕はありましたが、下の方に流れる血痕はありませんでした。これは、寝かせた状況で刺したことを示すものです。



血液は下には流れていない

※イラストはイメージです

### ●殺害場所は別な場所

鑑定結果から、被害者の体から少なくとも1滴の血液が流れ出たと考えられます。しかし、現場にある被害者の血痕は数滴で、弁護団の実験から地面に血が染み込んだ可能性がないことが明らかになりました。真犯人は、どこか別の場所で殺害して遺体を遺棄したと考えられます。

## (2) 「自白」を裏付ける証拠がない

### ●「わいせつ行為」の痕跡はない

「自白」では、当初「強姦した」、その後、「被害者の陰部や胸を触った」「キスをしたり、自分の陰茎を握らせ、射精した」と供述しています。しかし、被害者にはわいせつな行為を受けた痕跡はありません。「自白」通りであれば遺体に付着しているはずの勝又さんのDNA（精液、汗、唾液、皮膚片など）は検出されていません。

### ●第三者の犯行の可能性！

被害者の頭に貼り付いていた粘着テープから、勝又さんのDNAは検出されず、第三者のDNAが存在する可能性が出ています。

この鑑定について、1審では警察の科捜研の鑑定結果のみが法廷に提出されました。控訴審において弁護団は、鑑定過程のデータの一部エレクトロフェログラム（電気泳動図）のチャートを開示させました。驚くべきことにこのデータには、被害者、勝又さん、鑑定人のDNAとも違う第三者のDNAが検出されていたことが判明しました。弁護団は、粘着テープは真犯人がもっとも接触した可能性が高く、勝又さんが犯人でないことを示しています。弁護団は、東京高裁に専門家による鑑定の提出書を準備しています。

## (3) 「秘密の暴露」がない

「自白」には、真犯人にしか知りえない「秘密の暴露」がありません。凶器を捨てた場所、血で汚れた手を洗った公園などは不明のまま、凶器や軍手、被害者を脅したとされるスタンガン、返り血をあびたという衣服なども発見されていません。

## (4)「自白」は強制されたもの

勝又さんは別件逮捕後、6月までの約4か月間、連日長時間の取り調べが続き、232時間に及んでいます。取調官は、否認する勝又さんをビンタして壁にぶつけたり、「殺したと言うまで寝かさない」「殺してごめんなさいと50回言え」と拷問まがいの取り調べを行っています。その上、台湾生まれの勝又さんは、日本語が不得手で、他人と上手くコミュニケーションをとることが出来ませんでした。警察は、このような勝又さんの弱みにも付け込んで「自白」調書を作りあげたのです。

憲法38条では、強制、長期間拘禁された後の自白は証拠とすることが出来ないと明記されています。勝又さんの自白は、強制された（任意がない）ものであり、有罪の証拠にはなりません。

しかも、裁判で公開された「自白」の録画映像には、警察に心身共に痛めつけられて人格的に屈服させられ「自白」に至る過程は録画・録音されていません。1審判決が根拠とした録画映像は、捜査機関に都合の良い取調べ場面だけが録音・録画された不当なものです。

密室での取調べは、捜査機関が被疑者の身体を拘束し、自由を奪った中で行う一方的な追及である。その異常な空間でのやり取りの録音・録画を見て、被疑者が真実を話しているかどうかを判断することは、汚染された映像を見て判断するに等しい。ましてやそれが一部録音・録画であれば、捜査機関の取調べに違法性があったかどうかを検証する材料にすらならない。そもそも人は見たいものしか見ない。有罪かもしれないと思って取調べ映像を見れば、有罪の証拠を探し、無罪だと思って見れば、無罪の証拠を探すだろう。同じ映像であっても、見たいものが違えば、見えるものは違う。無罪を信じる弁護士にとって、無実の証明になると信じた被疑者の態度が、有罪を信じたいものにとっては有罪の証拠になることもある。取調べの録音・録画から心証をとることは極めて危険だ。

一部可視化は冤罪を生む



映画監督・周防正行

### 息子を助けてください

息子の拓哉は、小学6年生の時に台湾から来日しました。私が仕事で朝早く家を出て、夜遅く帰ることが多く、拓哉が妹たちの食事の世話や保育園の送り迎えまでやってくれました。本当に優しく、親思いの息子です。そんな息子が人を殺すことなど、絶対ありません。どうか無実の息子を助けてください。

勝又拓哉の母より



逮捕される直前の拓哉さん

無実の勝又拓哉さんを救うために！あなたの力を貸してください。

- 東京高裁で勝又さんの無罪を求める署名にご協力ください。
- 裁判闘争支援のための募金にご協力ください。
- 勝又拓哉さんを守る会に入会ください。

## えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会

〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭1-2-4 赤羽ハイツ1階 八幡山法律事務所内